

令和4年2月18日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

オミクロン株の感染流行を踏まえた透析患者の適切な医療提供体制の確保について
神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菡 敏

オミクロン株の感染流行を踏まえた透析患者の
適切な医療提供体制の確保について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)宛て標記の事務連絡がなされましたのでご連絡いたします。

本事務連絡は、オミクロン株の感染拡大に伴い、透析患者における感染者が急増しており、さらなる対応の充実化に向けて、関係機関とともに連携の上で、別添の東京都における受け入れ体制構築に関する資料も参考に、透析患者の適切な医療提供体制の確保に向けた取組の依頼について連絡するものです。

記

1 新型コロナウイルス治療薬の確保（中和抗体薬及び経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ））

透析患者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、重症化リスクを有していることから、それぞれの病態等に応じた適切な治療薬を、早期に投与する体制を確保することが重要である。そのため、透析患者を診療する医療機関においては、予め各治療薬の登録センター等に登録頂くことが望ましいため、積極的な登録をお願いします。なお、処方された薬剤を対応薬局からの配送で患者に届ける場合においても、迅速な投薬を可能とするため、対応薬局を予め把握しておく等積極的な対応をお願いします。

また、予め治療薬の一定数の在庫の配置を認める医療機関については、在庫を有効活用する観点から、原則として、都道府県が作成するリストへの掲載に協力いただけることを前提に行うこととしている。一方で、在庫配置の希望はしないが、都度発注または院外処方で薬剤の配分を希望する医療機関については、都道府県の判断によりリストから除くことも可能である。原則、発注後1～2日程度（日曜祝日を除く）で、配送に協力する医薬品卸から当該治療薬が医療機関に納付されることとなっているので、御活用いただきたい。詳細については、以下の（参考）に示す事務連絡及びその改正版をご参照されたい。

（参考）

- ・新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の医療機関への配分について（令和3年7月20日付け令和4年1月28日一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000889676.pdf>

- ・新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分について（令和3年12月24日付け令和4年1月21日一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000885823.pdf>

2 感染した透析患者の受け入れ体制の確保

(1) 受入病床のさらなる確保

各都道府県においては、新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会に透析医療の専門家等を参画させ、透析患者が新型コロナウイルスに感染し、入院治療が必要となった場合や新型コロナウイルス感染症が重症化した場合を想定し、透析治療を行うことができる新型コロナウイルス感染症の入院患者、重症患者受入医療機関の設定を行うなど病床の確保に努めていただいている。オミクロン株では軽症例も多く報告される一方、透析患者においては依然として重症化の危険が高く、感染拡大下において新型コロナウイルス感染症の治療が可能な透析病床の必要性が高まることから、さらなる病床確保への取組を御願います。

また、透析患者の病院搬送が必要となった場合を想定し、都道府県の新型コロナウイルス感染症に係る調整本部等においては、各都道府県の透析治療における専門家と連携し、当該患者の搬送調整を実施されたい。その際、入院患者の重症化リスクに応じた受入調整等により、効率的な病床運用が可能となるよう、あらかじめ運用ルール等を決めておくことが望ましい。なお、東京都における受け入れ体制構築に関する資料（別添1～3）も、適宜、参考にされたい。

また、各都道府県においては、日本透析医会、日本透析医学会、日本腎臓学会から発出される情報を参考にされたい。

(参考)

- ・新型コロナウイルス感染症に対応したがん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る医療提供体制について（令和2年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000622010.pdf>

- ・透析患者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の入院調整について（再周知）（令和3年8月13日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000894865.pdf>

(2) 病床逼迫に伴い、やむを得ない場合の対応

今般、新型コロナウイルス感染症患者数の増加により、透析患者が新型コロナウイルス感染症に感染した際の入院調整が難航する事例が報告されている。上記（1）に示したとおり、まずは、感染した透析患者の受入病床の

さらなる確保に取り組んでいただくことが前提であるが、病床逼迫に伴ってやむを得ず、軽症患者や快方に向かっている透析患者について、療養解除となる発症後10日を待たずに転院または退院させ、その後の療養を後方支援病院、自宅、高齢者施設、宿泊療養施設等で実施することも考えられる。そのような場合には外来維持透析施設において当該感染患者の透析を行うことも想定される。その場合、当該感染患者が外来維持透析施設に通院することとなるが、感染者と非感染者との時間的又は空間的な分離を行う等の外来維持透析施設における感染対策を徹底するとともに、各都道府県、外来維持透析施設及び受け入れ医療機関等とが緊密に連携し、当該感染患者の移送体制を確保するなど、総合的に対応ができるよう留意されたい。

(参考)

- ・オミクロン株の感染流行を踏まえた医療提供体制の対応強化について(令和4年2月8日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000894894.pdf>

3 透析患者のワクチン接種の推進

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの追加接種(3回目接種をいう。以下同じ。)について、65歳以上の高齢者は初回接種(1回目、2回目接種をいう。)の完了から6か月以上が経過した段階で、できるだけ前倒して追加接種を受けることができるよう、各自治体にお知らせしている。また、予約枠に空きがあれば、現に高齢者に対する接種が行われている場合においても、6か月間隔が空いたならば、一般対象者についても追加接種の前倒しを行っていただきたい旨お知らせしている。

透析患者についても、上記の前倒しの方針を踏まえ、速やかに追加接種を受けることができるよう願います。その際、透析患者は入院又は頻繁な通院(以下「入院等」という。)を要するとともに、入院等を行う医療機関で包括的に日常的な医療を受けている実情があることから、「精神疾患による入院患者や人工透析患者への新型コロナワクチンの接種体制の確保について」(令和3年7月16日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)も参照し、透析患者への接種体制構築をお願いします。

また、接種券が届いていない場合においては、「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」(令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康

課予防接種室事務連絡) 及び「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」(令和4年1月27日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡) を参照してご対応されたい。

(参考)

- ・追加接種の速やかな実施について(その2)(令和4年1月31日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000890747.pdf>
- ・精神疾患による入院患者や人工透析患者への新型コロナワクチンの接種体制の確保について(令和3年7月16日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000807672.pdf>
- ・例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について(令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000859245.pdf>
- ・追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について(令和4年1月27日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000889646.pdf>

以上